

保険証について

保険証は、国保に加入していることを証明するとともに、保険診療を受けることのできる証明書になるため、医療機関等を受診するときは必ず提示し、以下のとおり大切に取り扱いましょう。



① 記載事項を確認しましょう

交付を受けたときには、氏名・住所などに誤りがないか確認し、台紙裏面の注意事項もお読みください。

② 有効期限が切れたものは返却をお願いします

期限が切れた保険証は無効となるため、返却をお願いします。

③ 資格がなくなったときは届出をお願いします

職場の健康保険に加入された場合や、他の市区町村への転出の際は、すみやかに北見市国保脱退の届出を行ってください。届出に必要なものは3ページをご覧ください。また、届出の際は必ず保険証の返却をお願いします。

④ 保険証の貸し借りは禁止です

他人との保険証の貸し借りはできません。不正に使用した場合は、法律で罰せられます。

⑤ 自分で追記、変更してはいけません

保険証に勝手に記入したり、書き直したりした場合は無効になります。

⑥ 紛失、または破損したときには再交付の申請をしてください

再交付には本人確認書類が必要となります。写真付きの身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証等）は1点、なければ2点以上確認できるもの（健康保険証、年金手帳、介護保険証等）を持参して国保医療課（または総合支所保健福祉課・支所・出張所）で申請いただくと、窓口で交付することができます。本人確認書類がない場合は後日郵送でのお渡しとなります。

○70歳から74歳の方の保険証について

北見市国保に加入している70歳から74歳の方には、「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証（保険証兼高齢受給者証）」を交付します。

保険証兼高齢受給者証に一部負担金の割合を記載しているため、医療機関等にかかる際は、保険証兼高齢受給者証を窓口で提示することにより、記載されている負担割合で受診することができます。

保険証兼高齢受給者証は、70歳となる誕生月の翌月（1日生まれの方はその月）からお使いいただくこととなりますので、適用となる月の前月下旬頃にご自宅へ郵送します。

70歳から74歳の方の一部負担金の割合について

区 分 ※1	一部負担金の割合
現役並み所得者	3割
上記以外	2割

※1 区分については17ページをご覧ください。